

障がい者等文化芸術活動推進事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行により、本市においても、障がい者による文化芸術活動の推進に関して、地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することになった。また、「宮崎市文化芸術基本条例」を施行し、本条例の基本施策の一つに文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を規定しており、毎年度取崩し減少傾向にある「宮崎市文化芸術振興基金」への対策を講じる必要がある。これらの理由により、本業務は、障がい者によるデザインを使用したグッズを作成し、その売上金の一部を宮崎市文化芸術振興基金へ積立てるものである。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 障がい者等文化芸術活動推進事業業務委託
- (2) 場所 宮崎市
- (3) 業務内容 別紙「障がい者等文化芸術活動推進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和6年2月29日（火）まで
- (5) 提案限度額 1,000,000円（消費税及び地方消費税含む）
※なお、これを超える金額での提案は認められないものとする。

3. プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

本業務においては、価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を評価し、受託候補者を選定するため。

4. 公募型プロポーザル方式とする理由

本業務については、障がいのある方との関わりやそこから提案されるデザインのグッズ化など、業務の遂行に高度な知識や経験が必要とされることから、より広く提案を求める必要があるため、「公募型」とする。

5. 業務スケジュール

- | | | |
|------------------|------|----------------|
| (1) 公募開始日 | 令和5年 | 7月11日（火） |
| (2) 参加申込書受付締切日 | 令和5年 | 7月31日（月）午後5時必着 |
| (3) 参加資格確認結果通知日 | 令和5年 | 8月 3日（木） |
| (4) 質問の締切日 | 令和5年 | 8月 4日（金）正午必着 |
| (5) 質問に対する回答日 | 令和5年 | 8月 7日（月）までに随時 |
| (6) 企画提案書等の提出締切日 | 令和5年 | 8月10日（木）正午必着 |

(7) 審査結果通知 令和5年 8月22日(火)(予定)

(8) 契約締結 令和5年 8月29日(火)(予定)

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

6. 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (2) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- (3) 法人については、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立をしている者でないこと。
- (4) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
- (5) 法人等にあつては役員等(個人にあつてはその者)が宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例第47号)第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (6) 参加申込者の提出期限から受託候補者の選定までの間に、宮崎市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

7. 参加申し込みの手続き

- (1) 事務局(問い合わせ先)

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号

宮崎市役所 地域振興部 文化・市民活動課(第2庁舎5階)

電話 0985-21-1835 / FAX 0985-20-1564

Mail 45taiiku@city.miyazaki.miyazaki.jp

- (2) 提出書類 ※①②④については書式有

番号	提出書類名	提出上の注意
①	参加申込書(様式第1号)	契約時に使用する印鑑を押印のこと。
②	申請者概要(様式第2号)	
③	宮崎市税及び国税に滞納がないことの証明	○宮崎市税に係る納税証明書 ○国税に係る滞納がないことの証明書 ※いずれも3ヶ月以内に交付(発行)されたものであること。
④	誓約書兼同意書(様式第3号)	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に基づく誓約書を提出すること。

※宮崎市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合、③～④は提出不要。

- (3) 提出方法

持参又は郵送により、7-(1)の事務局あて提出。

(4) 提出期限

令和5年7月31日(月)午後5時必着

(5) 提出部数

7-(2)の各書類を1部提出すること。

(6) 参加資格要件審査結果の通知

参加資格要件審査結果について、令和5年8月3日(木)までに文書で通知する。

8. 質問及び回答

(1) 質問

①質問方法 質問書(様式第5号)をメール又はFAXにより、7-(1)の事務局あて送付すること。(必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。)

②受付期間 令和5年7月13日(木)から令和5年8月4日(金)正午まで

(2) 回答

①回答方法 宮崎市のホームページに掲載し、個別には回答しない。

掲載URL: <http://www.city.miyazaki.jp/>

②回答日 令和5年8月7日(月)までに随時

③その他 提出期限までに到着しなかった質問書については、原則として回答しない。

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	企画提案書(任意様式)	作成にあたっては、別紙「障がい者等文化芸術活動推進事業業務委託企画提案書作成要領」を参照すること。
②	業務実績(様式第4号)	契約書の写しも添付すること。
③	見積書(任意様式)	

(2) 提出方法

持参又は郵送により、7-(1)の事務局あて提出すること。

(3) 提出期限

令和5年8月10日(木)正午必着

(4) 提出部数

①正本を1部、副本を6部提出すること。

②副本6部については、会社名や会社を特定される部分を消して作成すること。

10. 選定方法及び評価基準等

(1) 公募型プロポーザル方式により、受託候補者を1者選定する。

(2) 障がい者等文化芸術活動推進事業業務委託プロポーザル方式選定委員会(以下「選定委員会」という。)が、提案内容の審査を行い、別紙「障がい者等文化芸術活動推進事業業務委託 審

査基準書」に基づき採点を行う。なお、選定委員会が必要と判断した場合は、企画提案の内容について書面により質疑を行う場合がある。

- (3) 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）による審査の結果、各選定委員の評価点の合計点数が最も高い者を受託候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行う。
- (4) 評価点の合計点数が同点の場合は、選定委員会の各委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け決定するものとする。
- (5) 各選定委員の評価点の合計点数が180点未満（300点満点）である場合は、受託候補者としては選定しないものとする。
- (6) その他
次の①から④までのいずれかに該当した場合には、失格とする。
 - ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
 - ②提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③見積金額が、提案限度額を超えている場合
 - ④審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

1 1. 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。なお、通知予定日は令和5年8月22日（火）とする。

また、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を宮崎市のホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称、点数
- ・受託候補者以外の点数（点数の高い順）

1 2. 契約に関する事項

- (1) 契約の締結
受託候補者と宮崎市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行ったうえで協議が整った場合、契約を締結する。
- (2) 契約保証金
契約締結にあたっては、受注者は宮崎市財務規則（平成元年規則第1号）第105条第1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第105条第1項各号に該当するときは免除とする。
- (3) その他
 - ①契約代金の支払は、精算払いとする。
 - ②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

1 3. その他

- (1) 提出書類の取扱い

- ①提出された書類は返却しない。
- ②提出された書類の訂正・差し替えは認めない。ただし、宮崎市から指示があった場合は除く。
- ③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。
ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例に基づき対応する。
- ④提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) その他

- ①本プロポーザルに係る費用については、すべて参加業者の負担とする。
- ②参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届を提出すること。
- ③企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。
- ④提案事業者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

附 則

この要領は、令和5年7月11日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。